

## 羽生市と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書

羽生市と埼玉純真短期大学（以下「両機関」という。）は、地域社会の発展に資するため、人的資源・知的資源・物的資源の交流を促進し、教育、文化、産業等の分野において連携及び協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携協力のもと、教育、文化、生涯学習、産業、健康・福祉、まちづくり、自然・環境、学術研究、人材育成等の分野において相互に協力し、個性豊かな地域社会の発展と、活力に満ちた人輝く文化都市羽生にふさわしい人材育成に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 教育、文化、スポーツの振興・発展に関すること
- (2) 生涯学習に関すること
- (3) 産業の振興に関すること
- (4) 健康・福祉に関すること
- (5) まちづくりに関すること
- (6) 自然・環境に関すること
- (7) 学術研究に関すること
- (8) 人材育成に関すること
- (9) その他必要と認める事項

### （連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

### （協議事項）

第4条 個々の連携・協力の形式については、両機関間でその都度協議して定めるものとする。

### （守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た守秘事項について本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （成果の取扱い）

第6条 連携の成果に起因する知的財産権は、両機関が共有する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、平成27年3月31日までとする。

ただし、両機関の異議申し立てがない場合は、さらに3年ごとに更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第8条 本協定に關じ疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保有するものとする。

平成26年11月19日

羽生市

埼玉純真短期大学

羽生市長

河田晃明

学長

森田利人

